別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

(1) 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業

| (1) 防災*減災等中國利事業釜傭計劃に登入事業 1 区分 | | 2 交付基準単価 | 3 単位数 | | 付率等 | 5 対象経費 |
|---|--|-----------------|---------------|-------|------|---|
| ア 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業 | | - 21.72 1 1 1.8 | - 1 - 2 | 围 | 市町村等 | |
| ・定員29人以下のケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・定員29人以下の有料老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・宿泊サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所 ・宿泊サービスの提供を行う認知症対応型通所介護事業所 ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) | スプリンクラー設備を設置する事業(延べ 床面積1,000㎡未満の施設に限る。) | 9,710円 | 整備対象 面積(㎡) | 10/10 | - | - 防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備、施設の整備、施設の整備、と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要な記事が必要な工事請負費及び工事請負費及び工事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消費及び設計監管料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする、別の負担(補助)金等(におりなどのでは、100円を対している。100円に対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりに対しているのではなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりにはなりに |
| | 消火ポンプユニット等を併せて設置する 場合の加算 | 2,440千円 | 施設数 | 10/10 | - | |
| | 自動火災報知設備を設置する事業(延べ 床面積1,000㎡未満の施設に限る。) | 1,080千円 | 施設数 | 10/10 | - | |
| | 消防機関へ通報する火災報知設備を設置する事業(延べ床面積1,000㎡未満の施設 に限る。) | | 施設数 | 10/10 | - | いて別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等 |
| イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業 | | | | | | を含む。 |
| 定員29人以下の特別養護老人ホーム 定員29人以下の介護老人保健施設 定員29人以下の介護と保健施設 定員29人以下のケアハウス | | 15,400千円 | 施設数 | 10/10 | - | |
| ・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 | | 7,730千円 | 施設数 | 10/10 | - | |
| ウ 高齢者施設等の給水設備整備事業 | | • | | | | 1 |
| ・定員29人以下の特別養護老人ホーム ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護を操院 ・定員29人以下のかでアハウス ・定員29人以下の金護港之人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応認通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | |
| エ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業 ・ 定員29人以下の特別養護老人ホーム | | | 1 | | 1 | - |
| ・定員29人以下の特別養暖老人ホーム ・定員29人以下の介護老人保健施設 ・定員29人以下の介護を係保健施設 ・定員29人以下の介護を表 ・定員29人以下の養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・老人短期入所施設(定員29人以下のものに限る。) ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症結合もの及び定員29人以下のものに限る。) ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症結合者グループホーム ・加域の一腿時対応型事業所 ・定期巡回・腿時対応型事業所 ・定期巡回・腿時対応型計則介護事業所 ・夜間対応型訪問が企動計間介護看護事業所 ・夜間対応型訪問が企動計間介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域密括支援センター ・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | |
| オ 高齢者施設等の換気設備整備事業 | | | | | |] |
| ・定員29人以下の特別養護老人ホーム・定員29人以下の介護を老人保健施設・定員29人以下の介護と名所院・定員29人以下の介護医老所院・定員29人以下の介護医老所院・定員29人以下の養護老人ホーム・都市型軽費老人ホーム・定員29人以下の有料老人ホーム・老人短期入所施設(7定員29人以下の特別養護老人ホームに併設されるもの及び定員29人以下のものに限る。)・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター) | | 4,000円 | 整備対象 面積(㎡) | 10/10 | - | |

- 注1) 第3欄の整備対象面積について ・アの整備対象面積については、施設の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。 ・オの整備対象面積については、居室・宿泊室の延べ床面積を上限として、地方厚生(支)局長が必要と認めた面積とする。

- ・ 7 が発揮列系側傾にプレでは、高王・伯石王の座・小水田塚と上塚として、他の戸上、との戸上、との戸上、との 注2) 下限額について、第4欄の対象機費の実支出予定額が同表右欄に掲げる額を下回る場合、第2欄の交付基準単価は0円として取り扱うものとする。 イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業(aの大規模修繕等支援事業) 800千円 イ 認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業(bの耐震化促進事業) 注3) 市町村等が間接補助事業者に補助する額から本交付金の額を減じた額は、本交付金の交付率を乗じる直前の額に第4欄の市町村等欄に定める割合を乗じて得た額を基本とする。

(2) 防災・減災等都道府県事業整備計画に基づく事業

| 1 区分 | | 2 交付基準単価 | 3 単位数 | 4 交 | 付率等 | 5 対象経費 | | |
|---|--|-----------------|---------------|----------|-------|---|--|--|
| □ | * | | | <u>=</u> | 都道府県等 | | | |
| ・定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の有料老人ホーム ・宿泊サービスの提供を行う通所介護事業所 | スプリンクラ一設備を設置する事業(延べ床面積1,000㎡未満の施設に限る。) | 9,710円 | 整備対象面 積(㎡) | 10/10 | - | 防災・減災等事業整備計画に基づ く事業の施設の整備(施設の整備と 一体的に整備されるものであって、 地方厚生(支)局長が必要と認めた | | |
| | 消火ポンプユニット等を併せ て設置する場合の加算 | 2,440千円 | 施設数 | 10/10 | - | 整備を含む。)に必要な工事費又は 工事請負費及び工事事務費(工事 施工のため直接必要な事務に要す る費用であって、旅費、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費及び設計 | | |
| | 自動火災報知設備を設置する事業(延べ床面積1,000㎡未満の 施設に限る。) | 1,080千円 | 施設数 | 10/10 | - | 監督料等をいい、その額は、工事費 又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等にお | | |
| | 消防機関へ通報する火災報知 設備を設置する事業(延べ床面 積1,000㎡未満の施設に限る。) | 325千円 | 施設数 | 10/10 | - | いて別途補助対象とする費用を除さ、工事費とは工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金のでは、サービので | | |
| イ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 | | | | | | | | |
| 定員30人以上の特別養護老人ホーム 定員30人以上の介護老人保健施設 定員30人以上の介護を原 定員30人以上の介護医療院 定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) 定員30人以上の軽費老人ホーム | | 61,600千円 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | ※対象経費の記載内容は (1)と同じです。 | | |
| □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | | | | | | |
| ・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護を療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の軽費老人ホーム | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | | | |
| エ 高齢者施設等の水害対策強化事業 | | | | | | 1 | | |
| ・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の軽費老人ホーム | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | | | |
| オ 高齢者施設等の給水設備整備事業 | 1 | | | | | | | |
| ・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護を療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の軽費老人ホーム | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | | | |
| L カ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業 | | | | | ! | | | |
| ・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護を保健施設 ・定員30人以上の養護老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の養護老人ホーム ・定員30人以上の有料老人ホーム ・老人短期入所施設(定員30人以下の特別養護老人ホームに併設されるもの及び定員30人以下のものに限る。) ・通所介護事業所 ・老人福祉上の世代教型・A型・B型) ・老人福祉上の大領支援である。 ・老人福祉に設付設作業所 ・老人福祉施設付設作業所 ・老人福祉施設付設作業所 ・老人福祉施設付設作業所 | | 厚生労働大臣 が認めた額 | 施設数 | 1/2 | 1/4 | | | |
| キ 高齢者施設等の換気設備整備事業 | | | | | • | 1 | | |
| ・定員30人以上の特別養護老人ホーム ・定員30人以上の介護老人保健施設 ・定員30人以上の介護医療院 ・定員30人以上の軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ・定員30人以上の養護老人ホーム ・定員30人以上の有料老人ホーム | | 4,000円 | 整備対象面 積(㎡) | 10/10 | - | | | |
| | | | | | | <u> </u> | | |